

## 教育民生委員協議会記録

開 会 年 月 日	平成 23 年 11 月 22 日
開 会 時 刻	午前 11 時 04 分
閉 会 時 刻	午後 0 時 08 分
出 席 委 員 名	◎西山則夫 ○吉岡勝裕 野崎隆太 世古 明
	岡田善行 藤原清史 長田 朗 杉村定男 中山裕司
	(宿 典泰議長)
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	—
担 当 書 記	中川浩良
協 議 案 件	1 伊勢市立幼稚園・小中学校の空調設備計画（案）について
	2 伊勢市教育振興基本計画（案）について
	3 伊勢市スポーツ推進計画（案）について
	4 第6次老人福祉計画・第5期介護保険事業計画（案）について
	5 再生資源回収事業奨励金の見直し（案）について
	6 合併処理浄化槽設置整備事業補助金の見直し（案）について
	7 伊勢市立御菌小学校日赤分校の廃止について（報告案件）
説 明 員	教育長 教育部長 教育次長 教育総務課長 教育総務課副参事
	学校教育課副参事 生涯学習・スポーツ課長
	生涯学習・スポーツ課副参事
	環境生活部長 環境生活部参事 環境課副参事 清掃課長
	健康福祉部長 健康福祉部次長 介護保険課長 長寿課長
	ほか関係参与

## **協議の経過ならびに結果概要**

午前11時04分、西山委員長開会を宣告し、直ちに会議に入り、「伊勢市立幼稚園・小中学校の空調設備計画(案)について」ほか5件の協議案件と1件の報告案件について、まず「伊勢市立幼稚園・小中学校の空調設備計画(案)について」を協議題とし当局から説明の後、若干の質疑を行った。次に「伊勢市教育振興基本計画(案)について」当局から説明を受けたが発言もなく終わり、次に「伊勢市スポーツ推進計画(案)について」当局から説明の後、若干の質疑を行った。次に議事の都合により順序を変更して報告案件である「伊勢市立御菌小学校日赤分校の廃止について」当局から報告を受け、次に「第6次老人福祉計画・第5期介護保険事業計画(案)について」「再生資源回収事業奨励金の見直し(案)について」「合併処理浄化槽設置整備事業補助金の見直し(案)について」を順次協議題とし、それぞれ当局から説明を受けたがいずれも発言なく終わり、午後0時8分に協議会を閉会した。

## **協議の概要**

### ◎西山則夫委員長

ただいまから、教育民生委員協議会を開会いたします。本日の出席者は全員でありますので会議は成立いたしております。

本日、御協議願います案件は、「伊勢市立幼稚園・小中学校の空調設備計画(案)について」「伊勢市教育振興基本計画(案)について」「伊勢市スポーツ推進計画(案)について」「第6次老人福祉計画・第5期介護保険事業計画(案)について」「再生資源回収事業奨励金の見直し(案)について」「合併処理浄化槽設置整備事業補助金の見直し(案)について」、また報告案件として「伊勢市立御菌小学校日赤分校の廃止について」であります。

協議会の途中ですが、10分間休憩します。

(休憩 午前11時05分)

(再開 午前11時15分)

### **【伊勢市立幼稚園・小中学校の空調設備計画(案)について】**

#### ◎西山則夫委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

「伊勢市立幼稚園・小中学校の空調設備計画(案)について」を、御協議願います。当局から説明を願うことといたします。

教育長。

#### ●宮崎教育長

本日は、教育民生委員会に引き続き協議会を開会いただき、ありがとうございます。

御協議いただく案件は、「伊勢市立幼稚園・小中学校の空調設備計画（案）について」外6件です。詳細については、それぞれ担当課から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

●坂谷教育総務課副参事

それでは「伊勢市立幼稚園・小中学校の空調設備計画（案）について」、御説明いたします。資料1をごらんください。

1の基本的な考え方ですが、市立の幼稚園・小中学校の普通教室への空調設備については、合併前の旧二見町・小俣町・御菌村の各幼稚園・小中学校は整備済みです。しかし、旧伊勢市の幼稚園・小中学校については未整備の状況です。この結果、幼稚園5園、小学校24校、中学校12校のうち普通教室に空調設備が整備されている学校は幼稚園で2園、小学校で5校、中学校で3校、未整備の学校は幼稚園で3園、小学校で19校、中学校で9校となっています。

普通教室への空調設備の整備については教育環境の公平性の観点から、また近年の猛暑による教室内の温度上昇による園児・児童生徒の健康面への負担軽減の観点から、早急に未整備の幼稚園・小中学校への対応が求められています。同時に、現在、教育委員会では子供たちにとって望ましい教育環境を整備する観点から、小中学校の適正規模化・適正配置について検討を進めています。

この度、伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画（案）をまとめたことから、今後はこの計画と整合性を図ったうえで国の補助金、合併特例債等を有効に活用し早期に整備を進めていきたいと考えています。

次に、2の整備スケジュールですが、空調設備の整備時期については環境の厳しいところから順次、計画的に進めることとし、健康面への負担がより懸念される幼稚園については平成24年度に整備を図りたいと考えています。また、小中学校においてはヘリコプター等の騒音対策仕様で建設されている防音校舎については、本来は窓を閉め切った状態での授業が近年の猛暑により窓を開けて授業をしなければならない状況となっていることから、優先的に平成24年度に整備を図りたいと考えています。その他の小中学校についても、平成27年度完了を目標に進めていきたいと考えています。

平成24年度の空調設備の整備予定は幼稚園で3園、小中学校で6校です。なお、平成24年度整備予定の防音校舎の小中学校については、伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画（案）において第1期期間内の統合対象校であるため、現校舎の使用期間を考慮してリースで対応していきたいと考えています。

次に、3の必要経費については、平成24年度から平成27年度の総事業費を約10億6千万円と見込んでいます。このうち防衛省、文部科学省から国交付金として約2億8千万円、合併特例債で約5億2千万円、最終的に合併特例債償還に係る一般財源を含めた実質的な必要一般財源を約4億2千万円と試算しています。

以上、「伊勢市立幼稚園・小中学校の空調設備計画（案）について」の説明を終わります。何とぞよろしくお願いいたします。

◎西山則夫委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか・・・岡田委員。

○岡田善行委員

こちら、リースと言われましたが、1台当たりの単価を教えてください。

●坂谷教育総務課副参事

小中学校は多少、規模の違いはありますが、1校当たり約1,500万が必要と試算しています。

○岡田善行委員

これ、前に聞いたときには12台で4年間で1,500万って聞いてると思うんですが、それで間違いないですか。

●坂谷教育総務課副参事

1,500万円を見込んだ試算としては普通教室7、特別教室5ということで試算して1,500万という数字を出しています。

○岡田善行委員

こちらは天吊りタイプと床置きタイプのどちらを選ぶのでしょうか。

●坂谷教育総務課副参事

現在、天吊りタイプを予定しています。床置きタイプというのもありますが、一般的にリースで普及しているのが天吊りタイプで、床置きタイプになると多少、場所等に制約がありますので、コスト比較等もある程度した結果、そんなに遜色ないということで天吊りタイプのほうを選択しています。

○岡田善行委員

ちょっと聞いた話なんですが、天吊りタイプの場合ですと配管工事費がかなり違ってくるそうですが、それでもコスト面は同じくらいなのでしょうか。

●坂谷教育総務課副参事

天吊りタイプ一本設になると天井のふところの外側の壁あたりの工事費がかかりますが、リースですと今ある窓のガラスの部分だけ取り替えて、そこを配管スペースにすることで対応できますので、その点は経費的には一般的な本設よりは少なくすむだろうと試算しています。

○岡田善行委員

そうすると、買い取りとリースの比較でどれくらいの差がありますか。

●坂谷教育総務課副参事

今言いましたように、リースですと約 1,500 万、本設になると約 2,000 万から 2,500 万くらいと試算しており、約 1.5 倍くらいかかるということです。

○岡田善行委員

床置きタイプですと 100 万円くらいでできると聞いていますが、床置きタイプも 2,000 万、2,500 万かかるんでしょうか。

●坂谷教育総務課副参事

床置きタイプというのは、本設にした場合ということですか（額く者あり）、一般的にもう既に小中学校には職員室や校長室等やコンピュータールームといったところには設備されています。それらはすべて天吊りタイプということで設置されており、ある程度スペース的なこととか、ていうようなところで床置きタイプよりも天吊りタイプを選択しているという状況です。

○岡田善行委員

金額を聞いたかったんですが。

●坂谷教育総務課副参事

今、床置きタイプというのは作ってはいませんが、やはり天吊りタイプのほうが一般的に普及しとって、むしろ床置きタイプをもって来るほうと、もう天吊りタイプがほとんど差がないという状況を聞いていますので、天吊りタイプという形で試算しています。

○岡田善行委員

そうすると、差がないということはベース当たり買い取りですと 200 万くらいかかるということでもいいんですね。

●坂谷教育総務課副参事

はい、そのようなことで御理解賜りたいと思います。

○岡田善行委員

わかりました。こちらの学校と幼稚園なんですけど、確かに熱中症等の負担がかなりかかってくると思いますんで、早急にはしてほしいと思うんですが、この校舎に関して、今度取り壊して統廃合して新しい校舎を建てるというところです。こういうところに関してはできるだけ経費の税金面は、投入はできるだけ少なくしやなダメだと思ってますので、今後また研究して、本当にほれで間違いのないのか、もう 1 回確認して、また検討をよろしく願います。

●佐々木教育部長

貴重なご提言をいただいたと思っていますので、再度精査したうえで適正に進めていき

たいと考えています。

◎西山則夫委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

他にないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

### 【伊勢市教育振興基本計画（案）について】

◎西山則夫委員長

次に、「伊勢市教育振興基本計画（案）について」を御協議願います。

当局から説明を願います。

教育総務課長。

●辻教育総務課長

それでは「伊勢市教育振興基本計画（案）について」、御説明いたします。資料 2-1 をごらんください。

まず、1 の策定の趣旨については、平成 18 年に教育基本法が改正され教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための教育振興基本計画の策定が規定されました。この改正教育基本法に基づき、これからの時代における本市教育の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として本市教育振興基本計画を策定するものです。

教育委員会では学識経験者や教育関係者、各種関係団体の代表で組織した策定委員会で御協議いただき、その意見を踏まえて案を作成しましたので本日、御報告するものです。

2 の計画の期間ですが、平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間としています。その間、国や県の制度改正や本市総合計画の基本計画の動向に合わせて必要に応じて見直しを行うこととしています。

3 の計画の位置付けですが、総合計画—みんなのまちの計画を上位計画とする教育委員会所管分野の総合計画と位置付けており、学校教育はもとより社会教育や文化・スポーツを網羅したものとしています。

4 の基本目標については、基本理念を夢と意欲を持ち未来を切り拓く人づくりとし、また 6 つの基本目標を掲げています。そして、伊勢市の目指す学校像を子どもがかがやき学びあう学校とし、みんなが気持ちよく安心して通える学校、社会で自立して生きていく基礎を育てる学校、地域・保護者から信頼され愛される学校をつくっていくことを目指します。

2 ページには、5 の計画の体系として基本理念のもと施策体系を図示しています。ごらんのように施策は大きく分類して学校教育の充実、地域全体で取り組む教育の推進、社会教育・スポーツの振興の 3 つで構成しています。

また I 学校教育の充実では、1 みんなが気持ちよく安心して通える学校、2 社会で自立

して生きていく基礎を育てる学校、3 地域・保護者から信頼され愛される学校、4 これからの学校、5 幼児教育の充実の5つの施策を掲げています。

さらに、1 みんなが気持ちよく安心して通える学校では、いじめのない学校づくり、学習に意欲の持てる学校づくり、一人一人が大切にされる学校づくりを、2 の社会で自立して生きていく基礎を育てる学校では、豊かな心と健やかな体を育てる学校づくり、集団の中で個性や能力を発揮できる学校づくりを、また3 の地域・保護者から信頼され愛される学校では、地域・保護者と一体となった学校づくり、郷土を愛する心を育てる学校づくり、環境を大切にする学校づくりを、そして4 のこれからの学校では、よりよい学習環境を求めて、児童生徒の安全安心の施策を掲げています。

また、Ⅱ 地域全体で取り組む教育の推進には、家庭の教育力の向上、地域の教育力の向上の2つの施策を、Ⅲ 社会教育・スポーツの振興では、社会教育の推進、文化の振興、スポーツの振興の3つの施策を掲げています。

1 ページにお戻りいただき、6 の計画の推進では、施策ごとに成果指標として数値目標を設定し、その達成状況については毎年、教育委員会で実施している学識経験者による教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価で、進行管理を行うこととしています。この点検評価の結果は議会へ報告し、ホームページ等で市民にも公表しているところです。

3 ページから4 ページにかけては、施策ごとの数値目標—成果指標を記載していますので御高覧ください。また、数値目標のほか各施策には現状と課題、取り組みの方向、主な取り組みを記載しています。それら詳細内容については資料2-2の伊勢市教育振興基本計画（案）に記載していますので、また御高覧いただければと思います。

なお、今後の予定ですが、12月中旬からパブリック・コメントを実施し、いただいた御意見も踏まえて成案を作成いたします。そして、来年2月を目途に議会にも報告し、教育委員会で決定したいと考えています。

以上、伊勢市教育振興基本計画（案）について、御説明いたしました。よろしく願いいたします。

◎西山則夫委員長

ただいまの報告に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もありませんので、本件についてはこの程度で終わります。

### 【伊勢市スポーツ推進計画（案）について】

◎西山則夫委員長

次に「伊勢市スポーツ推進計画（案）について」を、御協議願います。

当局から説明を願います。

生涯学習・スポーツ課副参事。

## ●上島生涯学習・スポーツ課副参事

それでは、御説明いたします。資料3-1をごらんください。

初めに、1の計画の趣旨ですが、近年スポーツは心身両面における健康の保持・増進だけでなくコミュニティの形成や青少年健全育成など大きな意義を持つようになってきています。

市民の皆さんの多様な要望に対応できるようにスポーツの推進を図るため、その基本指針となる伊勢市スポーツ推進計画を策定したいと考えています。

次に2の法的根拠ですが、平成23年8月に施行されたスポーツ基本法第10条です。

次に3の計画期間ですが、平成24年度から28年度の5年間です。その間、国や県の制度改正や市の上位計画の動向に合わせて必要に応じて見直しを行うこととしています。

次に4の計画体系ですが、市民の誰もが気軽にスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会の実現を目指すため、(1)基本理念は生涯にわたり自ら進んでスポーツに取り組める環境づくりとしました。この理念を実現するために(2)基本目標として①スポーツ活動の充実、②スポーツ団体の強化、③スポーツ施設の利便性の向上の3つを掲げています。このうちスポーツ団体の強化とスポーツ施設の利便性の向上を図ることにより、スポーツ活動の充実を目指すという考えに立っています。

2ページには、5主な取り組みとして、基本理念のもと施策体系を図示しています。ごらんのように基本目標であるスポーツ活動の充実には生涯スポーツ活動の充実、競技スポーツ活動の充実、学校体育活動の充実の3つを基本施策とし、12の施策について取り組むこととしています。

同様に、スポーツ団体の強化については2つの基本施策と5つの施策、スポーツ施設の利便性の向上には3つの基本施策と5つの施策を立てて取り組みます。

1ページにお戻りいただき、4の計画体系の(3)伊勢市が目指す各ライフステージにおける重点目標では、スポーツに関する人の一生を①幼児から小学生中学年期、②小学生高学年、③中学生から高校生期、④成年期、⑤中高年齢期の5期に分けて、それぞれのステージにおける重点目標を設定しています。各ステージにおける重点目標は競技スポーツの視点を加味しながら、生涯を通してスポーツに取り組める環境づくりをするために、その時期に特に重要だと考える目標を設定しています。具体的には、資料3-2の3ページに記述していますので、後ほど御高覧ください。

次に(4)の重点施策ですが、総合型地域スポーツクラブの育成とスポーツ施設の充実を中心として施策に取り組みます。

次に4の数値目標ですが、3つの基本目標それぞれに2項目から3項目の目標を設定しています。すべての目標値がアンケート結果や統計資料の数値を利用しており、より客観的な評価を目指しています。

次に資料3-2の51ページをごらんください。これまで行ってきました伊勢市スポーツ推進計画の作成経過です。最後に、今後の予定ですが伊勢市教育振興基本計画と並行して12月中旬からパブリック・コメントを実施し、いただいた御意見も踏まえて成案を作成したいと思います。そして、来年2月をめどに議会に報告し、教育委員会で決定したいと考えています。

以上、伊勢市スポーツ振興計画(案)についての説明を終わります。よろしくお願ひい

たします。

申し訳ありません。資料3-1の訂正をお願いします。

〔別紙資料のとおり訂正〕

◎西山則夫委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか、野崎委員。

○野崎隆太委員

数点お聞きします。

まず1点目ですが、ずっと中を見たんですが、それぞれ個別の目標をとられとるところもあって、いい部分も多いのかなと思うんですが、この中で問題点として高校を卒業してからすぐ社会人になるときに、競技スポーツをやった者が減ってしまうというようなことがアンケートのデータなんかからも書いてあります。このときに、高校を卒業してから社会人になるこの世代というのは、まだ全然、競技スポーツができるような世代ではないのかなと僕は思うんですが、この中に例えば全国大会に出る者に対しては奨励金を行ったりとか、そういった激励の表敬訪問等を充実していくようなことが書いてあるんですが、例えば県大会であるとか東海大会レベルの競技スポーツに対しての取り組みといったものが余り感じられないんですが、継続を求めていくって一方ではどこかでは書いてあったんですが、その他方で競技スポーツに対してどう考えとるのかというのを少しお聞きします。

●上島生涯学習・スポーツ課副参事

御指摘のように、それぞれのライフステージにおける重点目標を設定しており、その中の青年期ですが、そこにも基本的には生涯スポーツの関係のものと、それから競技スポーツのものと両方載せています。

今のところ、高校を卒業した後、勤めてみえる方については競技スポーツ団体として活動していただけると、ありがたいかなという形で考えています。で、今のところ体育協会のほうでジュニア育成事業と競技スポーツ推進事業、それから今年から種目普及事業というのをしております、それぞれのレベルに応じたような形の事業あるいは教室をやりたいと考えていますが、全国大会にいくまでもないようなとか、そこまでの実力がないような方ということですので、そこら辺について、また体育協会とも相談しながら検討したいと思います。

○野崎隆太委員

体育協会を中心というのがあったんですが、例えば体育協会に所属してないような形の社会人であったり団体であったり、それはどうやって把握してって、どういうように競技性を高めていくことになるんですかね。

●上島生涯学習・スポーツ課副参事

現段階では、各グループごとに施設をとっていただいてやっていただくという形になっています。

○野崎隆太委員

すいません、施設の話じゃなくて競技自体をどうやって育てていくかとか、社会人になってから競技スポーツをやめないというか、やめさせないみたいな言い方になってしまうんで語弊があるんですが、競技スポーツを継続させていくような形でどうやって支援をさせていくか、そのときに体育協会に入っていないスポーツに関してはどうやって支えていくかっていう話をしとるんですが、その施設の話じゃなくて、どうやってそのスポーツを競技として育てていくかっていうことです。

●上島生涯学習・スポーツ課副参事

体育協会の中にはいろんな競技団体がありまして、それぞれの団体のほうでいろいろな教室等をやっています。で、総合型スポーツクラブ等で指導者等もありますので、そこら辺を利用していただければと思うんですが……。

●佐々木教育部長

現状の中で、これから体育協会と詰めてかないかん部分というのもあると思うんですが、御指摘の点は、例えばここまではクラブなんかでやっておった、ところが社会人になってその後も競技的なスポーツを続けていく、そのときの受け皿があるのかというような質問だと思います。

現状の中で、体育協会の中では各団体の中で動いとるとというのが実情だとは思っていますが、先ほど副参事が申したようにジュニアの育成とか競技の育成といったものが団体を通じてだけではなくて、広くそういった団体に加盟していない方にも提供する場といったものが今後できないかということも課題として今後、検討していきたいと考えています。

○野崎隆太委員

ありがとうございます。次に、21 ページの 3 番、スポーツ施設の利便性の向上というところですが、まず聞きたいのはスポーツ施設の稼働率というのが書いてあります。74.6%を 80%に上げたいと。この目標値を上げること自体は僕、理解しているんですが、ただ、ザクっとこういように上げられても、例えばこの時間に関しては既に飽和をしている時間帯、この時間に関しては一例えば平日の昼間であればスポーツ施設の稼働率も低いでしょう、逆に平日の夜間であれば既に飽和している施設も数多くあると思います。それは、この中でももう少し細かい目標値をつけないと、ただ単に稼働率を上げましょうというだけでは、もう既にパンクしとるとこはどうなんのっていう話になってくるかなと思うんですが、その辺ちょっとどういように考えとるか教えてください。

●上島生涯学習・スポーツ課副参事

22 ページですが、スポーツ施設のソフト面の整備のところですが、市のホームページを活用してスポーツ施設の概要等についての情報提供とともに使用状況も見られるように、将来的にはやっていきたいと。なかなか、一気に難しいと思うんですが、いろんな情報が提供できるような形を考えていきたいと考えています。したがって、わざわざこちらへ来ていただいたり電話をかけていただかなくても、ホームページ

から空き状況を見ていただきながら活用いただくような形をつくっていきたいと考えています。

○野崎隆太委員

すいません、もう一度同じ質問をするんですが、現在既に利用率が 100%を超えてるといふか、既に 100%の状態になつとる時間帯—例えば夕方 6 時から 10 時くらいであれば体育館も使用率はかなり高いと思います、平日であっても。逆に、平日の昼間であれば体育館の稼働率はゼロに近いところもあるでしょう。で、このときにここだけちょっと 80%の目標というのが、例えば一日まるまる通して 80%まで上げる、365 日のうちの 15 時間くらいですかね、その間をほぼ 80%まで上げるという目標なのか、それとも 365 日のうちの 80%は稼働させるという目標なのか、ちょっとそこが不明確というのが 1 点と……

(何事か呼ぶ者あり)

●上島生涯学習・スポーツ課副参事

現状、22 年度の 74.6%というのは、365 日の中での全体でのパーセントになっています。

○野崎隆太委員

それであれば、なおさらなんですが、例えば夜間であれば既に飽和している施設というのも実際ありますよね。もう稼働率が 100%の時間帯というのもあると思います。で、そこに対してどうやって対応していくのか、逆に稼働率の低い時間帯に対してどうやって対応していくのかという目標を立てていかないと、単に 80%に上げますっていうだけでは飽和している施設、「私たち今既に施設は使えてないよ」という団体もあると思うんですが、その人たちに対しては、いやこれ以上施設の稼働率を上げるって目標だけ上げられても、それぞれもうちょっと細かい目標設定をしてもらったほうがありがたいんやけどっていう声も必ず出てくるんじゃないかなと思うんですが、そこについてどう考えとるかをもう一度お願い……（「ちょっと待ってください。」と呼ぶ者あり）します。

◎西山則夫委員長

22 年度の 74.6%のそれぞれの施設全体って出とるんですよ。で、各施設ごとの統計的な状況を把握していて全体なのか、そこら辺も少し整理して……、はい教育部長。

●佐々木教育部長

この 74.6%というのは、この中の施設がすべて同じ数の 74.6 というのではなくて、これらの施設を 365 日という稼働してる日でトータルで考えたときに 74.6%というように御理解いただきたいと思います。

それから、稼働率の部分については季節によっても違うでしょうし、曜日によっても違うでしょうし時間によっても違います。これについては、私どもデータを持っておりますので把握しておるところです。

今後については、ここでは漠とした数字になっておりますが、当然この率を上げようということになると、例えば夜はもう飽和状態であるんなら日曜日とか昼間の稼働率をど

う上げるのか、そして先ほど言ったように生涯を通じてのスポーツに親しむということですから、例えば高齢者がまだまだ使えるようにとか、使い勝手のいいような予約システムだとか紹介をする、こういったことで取り組んでいきたいと考えています。

#### ○野崎隆太委員

わかりました。まあ、実際に飽和しとる施設もあるというのは恐らく把握されとるかなと思いますんで、そこに対してこれからどうやって施設を、ここに整備の方針もありますけど、ハード面でさらに施設を建てる必要があんのかなのかとか、そういうところも含めてもうちょっと検討してもらいたいなと思っています。

で、もう1点お聞きしますが、先ほど体育協会の話をしたんですが、スポーツ施設のハード面の整備というところの中に、市民ニーズに応じた有効的な活用を検討しますというような言葉があったりするんですが、例えば新しくできるスポーツに対して、例えばこの間、日本が世界大会で優勝したトランポリンとか、例えばフットサルでもいいんですが、そういった新しいスポーツができてきたときに、それに対してどうやって対応してくかというような指針もこの中には余り書いてないかなと思います。

で、ニュースポーツとかそういったものに対してというのは、審議会のメンバーを見ましたが、この中でも例えば民間の企業で今の一番新しいスポーツに対応してる人というのも、僕の見ただけではいらっしやらないのかなと思います。そういった若者向けのスポーツ—例えば極端な話をすればスケボーの専門家とかも、もちろんこの中にはいないわけです。

で、そういったスポーツに対してどういうようにそのニーズを拾っていくか、これからそういうのをどうやってしてくかという指針は、今後例えばこういったものに反映されることはあるんでしょうか。

#### ●佐々木教育部長

今回提出した計画案の52ページに審議会委員の名簿を載せています。その中で、今の指摘については様々なスポーツに携わる方々が委員の中に少ないのではないかと、また若者のスポーツに対しては少ないのではないかとということだと思っています。

確かに全体的に網羅の中での委員を選定しています。また、すべてのスポーツの方を委員にするということは、ちょっと難しいのかなと思っています。今後は、これをもとに様々な取り組み、事業を考えていくということになりますので、御指摘の点については、これから進める具体的な事業をする意思決定の中で様々な方から意見を聴きながら進めていきたいと考えています。

#### ○野崎隆太委員

もちろん、この審議会委員のメンバー選定に不服があるとか、そういう話じゃありませんので。ただ、ちょっと現実に即してない計画な部分も正直言うと多いのかなと、これを見て僕は思います。で、もう少しだけいろんなところにアンテナを張り巡らせてもらって、33年に国体の話がありまして、知事が伊勢の競技場をメインの会場にもってくるというような話もありましたんで、そういった競技者育成とか、そのときにどんなスポーツができ

るのかとか、最新のスポーツがどういったものなのかというのをもうちょっとだけ考えて、より精度の高いとか高度な計画を立てていただきたいなと思います。

●佐々木教育部長

貴重な御意見もいただきました。これからパブリック・コメントも行うところですので、最終的な計画案のまとめの際にはぜひ参考にしたいと考えています。

◎西山則夫委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

他に御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

**【伊勢市立御菌小学校日赤分校の廃止について】**

◎西山則夫委員長

次に、議事の都合により報告案件である「伊勢市立御菌小学校日赤分校の廃止について」を先にいたします。

当局の報告を求めます。

教育総務課長。

●辻教育総務課長

それでは「伊勢市立御菌小学校日赤分校の廃止について」御報告申し上げます。恐れ入りますが資料4をごらんください。

1のこれまでの経緯ですが、当校は昭和34年4月、御菌村立御菌小学校の養護学級として設置され、翌35年4月に御菌小学校日赤分校に昇格、平成4年4月以降は児童数の少ないことから休校し分級扱いで現在に至っています。

2の平成元年度以降の児童数については、毎年1桁台で、平成13年度から16年度までの間、また平成18年度以降は在籍者はいません。また、この間、通年で在籍した児童は計3名です。

3の廃止の理由については、当校は慢性疾患等の病弱者を対象とした特別支援学校として設置されましたが平成18年度以降は在籍者はおらず、また現在の山田赤十字病院が急性期医療を対象としていることから今後も対象者が見込まれないため、今回の同院の移転に伴い廃止をするものです。

なお、慢性疾患等病弱者の入院施設として独立行政法人国立三重病院や三重大学付属病院があり、三重病院に併設している三重県立緑ヶ丘特別支援学校では、これらの病院に入院中の病弱者に対する訪問教育が行われています。

4の廃止の時期ですが、平成24年1月1日を予定しています。

なお、12月市議会定例会で本件に係る伊勢市学校設置条例の一部改正を提案いたします

ので、御理解のほどよろしく申し上げます。

◎西山則夫委員長

ただいまの報告に対しまして、特段御発言はありませんか。

報告事項ですので、よろしいですか。

はい、本件は報告案件ですので、この程度で終わります。

### 【第6次老人福祉計画・第5期介護保険事業計画（案）について】

◎西山則夫委員長

次に、「第6次老人福祉計画・第5期介護保険事業計画（案）について」を御協議願います。

当局の説明を求めます、介護保険課長。

●森介護保険課長

それでは御説明いたします。資料5-1をごらんください。

まず1の計画策定の目的ですが、本計画はまちの総合力で高齢者の自立と安心・安全を支えるを推進目標に掲げ、これからの高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するため2つの計画を一体として策定するものです。

次に2の計画策定の根拠法令ですが、老人福祉計画、介護保険事業計画の策定に係る根拠法令をそれぞれ記載しています。また、3の計画策定の体制等については、計画策定に当たっては介護保険法の規定に基づき被保険者の意見を反映することとなっていることから、伊勢市介護保険推進協議会からの意見をいただき計画に反映しています。また、アンケートやヒアリング調査並びにこれまでの実績等により基礎調査を実施しました。

次に2ページをごらんください。4の計画期間ですが、平成24年度から26年度までの3カ年となっています。

5の主な計画の内容ですが、資料5-2の概要案のとおりとなっておりまして、平成18年に策定の計画で定めた基本理念、平成27年の高齢者の将来ビジョンや各種サービス等の目標値を基礎とし、新たな課題への対応も図りながら各種施策の見直しを行ったところです。

次に6の今後の予定ですが、12月定例会の会期中に教育民生委員協議会を開会いただき、本日に資料をお示しできていない保険料等についての協議をお願いしたいと考えています。また、平成24年1月にはパブリック・コメントを実施し介護報酬の改定など、その後の制度改正の状況を踏まえ伊勢市介護保険推進協議会、本協議会での協議を経て最終案を決定してもらいたいと考えています。また、3月定例会へは保険料改正の条例案を提出したいと考えています。

次に計画の概要ですが、資料5-2をごらんください。

今回の概要案については政省令の改正や介護報酬改定等の詳細がまだ明らかになっていませんので、その内容によっては計画内容が変更となりますので、よろしく申し上げます。

まず概要の1ページですが、伊勢市の将来人口を掲載しています。高齢化率は平成23年の26%に対して平成26年では27.8%に至ると見込んでおり、1.8ポイント上昇すると推定しています。

次に2ページの計画策定の趣旨については、いわゆる団塊の世代が65歳に到達する平成27年における伊勢市の高齢者の福祉施策の姿の実現に向けた計画で、すべての高齢者やその家族が地域において健やかに安心して生きがいを持って生活できる社会を目指し、計画を策定するものです。

3ページでは本計画の期間で平成24年度から26年度までの3カ年の計画となっています。また、下段の計画の基本理念については基本におくべき5つの理念を、5ページには計画の推進目標を掲げています。施策の体系については、計画の推進目標の実現に向けた7つの基本施策、その下に位置する高齢者施策を体系図としてまとめています。

次に6ページから7ページにかけては計画素案の中から高齢者を支える体制づくり、事業の推進について抜粋して掲載していますが、これからの高齢者人口の増加等を考えると、よりきめ細かな支援が行えるような体制づくりが必要となることから、今後も各種関係機関との連携を図りながら地域包括支援センターを初めとして適切な相談・支援が行えるよう体制整備に努めていくこととしています。

次に8ページから9ページにかけては要支援・要介護認定者に対するサービスを掲げています。

以上、現時点での伊勢市第6次老人福祉計画・第5期介護保険事業計画の概要について御説明いたしました。何とぞよろしく御協議賜りますよう、お願いいたします。

◎西山則夫委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もありませんので、本件についてはこの程度で終わります。

### 【再生資源回収事業奨励金の見直し（案）について】

◎西山則夫委員長

次に「再生資源回収事業奨励金の見直し（案）について」を御協議願います。

当局の説明を求めます、環境生活部参事。

●山村環境生活部参事

説明の前に資料訂正をお願いします。

〔別紙資料のとおり訂正〕

それでは、説明いたします。資料6をごらんください。

初めに、この事業の概要ですが、再生資源の改修を行う団体に対し奨励金を交付し、ごみその他の廃棄物の減量化、資源の再生化を図るとともに、市民の皆さんに廃棄物に対する意識を高めていただくことを目的としています。現在の奨励金単価は紙類、布類、缶類が1キロ当たり6円、瓶については1本当たり3円を交付しています。

裏面の別表1をごらんください。合併前は、旧御菌村を除く3市町が1キロ当たり4円

となっており、いずれも行政が資源回収を実施する前に策定されたものです。合併協議により、もっとも高かった旧御菌村に合わせたものです。

次に登録団体数については、現在 170 の団体に登録いただいております、年々増加傾向にあります。

次に回収実績及び奨励金額の推移ですが、この表にありますように団体の回収量というのは少しずつ増加しており、平成 22 年度では 2,969 トンとなり全体の 28.44%を回収しているということです。それに対しての奨励金は 1,779 万 5,490 円となっています。

次に見直しの内容ですが、今回の見直しは平成 24 年度から奨励金の単価を現行の 1 キロ当たり 6 円から 3 円に引き下げたいというものです。

裏面の別表 2 をごらんください。この事業は別表 1 にもありますように行政による資源回収が始まる以前から資源化を推進するという目的で策定されたものですが、資源物の売り払い単価を見ても平成 18 年度と 22 年度では約 2 倍もしくはそれ以上の単価となっています。このようなことから、奨励金の単価を 2 分の 1 の 1 キロ当たり 3 円としたいというものです。また、この奨励金の見直し案を作成するに当たり、登録団体へのアンケートを実施しています。その中で、仮に奨励金の単価が 1 キロ当たり 3 円となった場合でも活動を続けてもらえますかということも訊いていますが、その結果を見ましてもおおむね活動を継続いただけるのではないかと考えています。

なお、別表 3 は県内の他市町の奨励金の単価について調査したものですので、参考にごらんください。

以上、再生資源回収事業奨励金の見直し（案）についての説明を終わります。何とぞよろしく御協議の程、お願いいたします。

◎西山則夫委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もありませんので、本件についてはこの程度で終わります。

### 【合併処理浄化槽設置整備事業補助金の見直し（案）について】

◎西山則夫委員長

次に「合併処理浄化槽設置整備事業補助金の見直し（案）について」を御協議願います。当局の説明を求めます、環境生活部参事。

●山村環境生活部参事

それでは説明いたします。資料 7 をごらんください。

補助制度の目的については生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽設置費用の一部を補助しています。

現行の制度としては一般型浄化槽の設置に対する補助と、さらによりよい水質を得るた

めの高度処理型浄化槽の設置についての上乗せ補助があります。

次に実績ですが、高度処理型浄化槽の設置割合については平成 19 年度、20 年度は全体の約 2%程度でしたが、平成 21 年度は 21.7%、22 年度は 45.3%と平成 21 年度から急に増加しています。この理由としては、市内で浄化槽設置を行う業者の中で高度処理型浄化槽を扱う業者が平成 21 年度から増えたことによるものと考えています。

次に見直しの内容ですが、まず 1 点目の高度処理型浄化槽上乗せ廃止についてですが、平成 21 年度から高度処理型が増えたのは上乗せ制度によるものというよりは、高度処理型を扱う業者が増えたことによるものと考えており、この上乗せ部分を廃止し一般型の 1 種類の制度にしたいというものです。ちなみに 5 番に県下の状況を記載していますが、これをごらんいただいても、上乗せしていない市においても高度処理型の割合が高いところがあります。このことから上乗せを廃止しても、高度処理型の設置が後退することはないのではないかと考えているものです。

次に 2 点目の事業所等への補助廃止についてですが、事業所等については事業活動に伴うものですので事業者責任において対処いただき、一般家庭から生じる生活排水処理に対してのみ補助していきたいと考えているものです。

なお、これらの見直しについては平成 24 年度から実施したいと考えているものです。

以上、合併処理浄化槽設置整備補助金の見直し（案）についての説明を終わります。何とぞよろしく御協議のほどお願いいたします。

◎西山則夫委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で、御協議願います案件は終わりましたので、これをもって協議会を閉会いたします。

（閉会 午後 0 時 0 8 分）